

児童相談所業務に伴う近隣住民等への影響に関する調査結果等報告書

1 調査目的

「(仮称)柏市子ども家庭総合支援センター」の開設にあたり、施設利用者や近隣住民の安全・安心を守るうえで、他自治体の児童相談所業務における利用者・住民への危害事案や対策等を把握し、今後の対策に向けた参考とするために調査したものです。

2 調査対象施設

千葉県のほか、一都三県の特別区、政令指定都市が設置する児童相談所、及び柏市と同じ中核市が設置する児童相談所を対象（計21施設）に調査を実施しました。

3 調査内容

- ①平成29年度以降の5年間に発生した施設利用者や近隣住民に直接影響が及んだ事例
- ②平成29年度以降の5年間に発生した直接的ではないものの施設利用者や近隣住民に不安を与えるような事例
- ③未然防止に向けた対策や取組

4 調査結果

(1) 回答施設数

20施設（依頼21施設中）

(2) 結果概要

施設利用者や近隣住民に直接影響が及んだと考えられる事例は、5年間で6施設15件の該当がありました。事例は、騒音に関する事例が13件、隣接建物への侵入や商品の万引き等の事例が2件です。いずれも職員の対応等に納得できない保護者や一時保護所等を利用する児童の行動によるものです。

また、直接的な影響はないものの、不安を与えうる事例も同様であり、保護者による施設内での職員への暴言・暴力等（9施設）、施設への居座り（4施設）、一時保護児童の無断外出（6施設）（※1）などの事例が複数の施設で生じています。

未然防止策として、各児童相談所では、施設内の動線等の構造や防犯カメラ等の設備、警備員の配置などによる対策のほか、児童一人一人に寄り添える組織体制を構築するなどにより、保護者や児童の行動に対応を図っています。

《施設利用者や近隣住民の安全安心に、直接影響が及んだ事例》

相談業務	1	保護者が車のクラクションを鳴らす	2施設・6件
一時保護業務	2	児童が騒ぐ声（園庭・窓）が漏れる	2施設・6件
	3	児童が夜間等に施設の火災報知器を鳴らす	1施設・1件
	4	児童が隣接建物の屋上に上がり危険物を持ち出す	1施設・1件
	5	児童が無断外出中に商品を万引き	1施設・1件

※件数は回答全施設の5年間の合計

《施設利用者や近隣住民の安全安心に、不安を与えるような事例》

相談業務	1	保護者が職員に大声、暴言・暴力、威嚇行為	9施設
	2	保護者が職員の説明等に納得できず居座り	4施設
	3	保護者等が敷地内に危険物投げ込み、公用車に損傷	1施設
	4	児童が施設内で暴れる	1施設

一時保護 業務	5	児童が無断外出	6 施設
	6	児童が暴れる・物を壊す	4 施設
	7	保護者が施設内や夜間敷地内に侵入	2 施設

(3) 結果分析

児童相談所の業務において施設利用者や近隣住民の安全安心に影響を与えうる事例は、職員の対応等に納得できない保護者や一時保護所等を利用する児童の行動によるものです。保護者の行為が施設利用者等に直接的に向けられた事例はありませんが、一時保護児の行動については、児童がわざと職員を困らせ、職員がどれだけ受け止めてくれるのかを探る「試し行動」(※2)と言われ、児童一人一人に寄り添える体制の構築が必要となります。このため、防止に向けては関係性の構築が難しい保護者や一時保護児への、職員の対応が重要となります。

5 防止に向けた柏市の方針と取り組み

(1) 関係性が構築できない保護者への対応

【柏市の方針】

児童相談所では、児童の最善の利益を優先するため、保護者の意向に沿えず、やむを得ず関係性が悪化してしまう場合があります。施設の構造や設備、また迅速に対応できる人員・組織体制の構築を重視し、発生抑制と迅速対応を講じることとします。

【具体の取組】

- ①相談窓口や入口などの配置や導線を、その他の施設利用と重ならないような施設内外のレイアウト等を検討します。
- ②防犯カメラやセンサー等の設備や、警備員・警察官・弁護士等の職員を配置し、危険行為の抑制や、発生後の早期発見・迅速対応を図ります。
- ③保護者が住民等に直接危害を与える事例は調査結果では見られないものの、状況に応じて警察との連携による近隣住宅街の巡回等を検討します。

(2) 一時保護所等の児童への対応

【柏市の方針】

児童虐待の増加により、児童相談所によっては、定員を超える児童数を一時保護所に抱え、児童一人一人に寄り添える職員体制の構築が困難な状況がみられることから、児童の試し行動へ十分な対応やケアが図られるよう、人員配置及び児童の見守りを重視した対策を講じることとします。

【具体の取組】

- ①適切な一時保護所の定員設定と、児童が安心して施設での生活が送れるよう、経験を積んだ専門性のある正規職員を、児童一人一人に寄り添える十分な人数配置できるように進めてまいります。
- ②他者とトラブルになる恐れがあると判断した児童等については、常時見守れる体制を構築するなどして、無断外出等の未然防止を図ります。
- ③職員による見守りのほか、防犯カメラやセンサー等の設置により、児童の無断外出や異変等を早期発見・迅速対応に努めます。

【用語解説】

(※1) 無断外出：本来、一時保護所に保護される児童の多くは、外出制限を受けるような問題行動のある児童はほとんどいなく、地域の児童と同様に自由に外出するのが望ましいですが、児童の安全確保等の観点から、一時保護所では児童の外出制限をしています。

(※2) 試し行動：一時保護所で児童が暴れる行為や無断外出を試みる行為は、日常的に虐待を受け愛着形成に乏しい児童が、わざと職員を困らせ、児童自身を受け止めてくれるのかを探る「試し行動」と言われるものであることが多く、職員との信頼関係構築が防止に重要となります。入所初期などでは防止が難しい面もありますが、児童一人一人に寄り添い、児童が安心して施設での生活が送れるようになることで、児童の行動も落ち着いていきます。